

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 デイサービスセンター「府中陽だまり」だんらん運営規程

(事業の目的)

第1条 生活協同組合パルシステム東京が開設する、デイサービスセンター「府中陽だまり」だんらん(以下、「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、第4条に定める事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護又は、介護予防認知症対応型通所介護(以下、「介護予防含め認知症対応型通所介護」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 第4条に定める事業所の職員は、要介護状態又は要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を目的とする機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る等の援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の希望に沿って、自立促進に努め身体拘束等の無い適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係各行政、地域の保健・医療又は福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活協同組合パルシステム東京 デイサービスセンター「府中陽だまり」だんらん
- (2) 所在地 東京都府中市幸町2-13-29

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 管理者は1名を配置し、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、認知症対応型通所介護計画(介護予防含む)の作成にあたるものとする。
- (2) 認知症対応型通所介護従事者(1単位あたり)

生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

 生活相談員は、認知症対応型通所介護(介護予防含む)の利用申込にかかる調整、認知症対応型通所介護計画(介護予防含む)の作成の補助を行う。
 介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
 看護職員は機能訓練指導員を兼務することがある。
 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (3) 運転手 利用者の送迎を行う。
- (4) 事務職員等 事務職員は、認知症対応型通所介護(介護予防含む)従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、府中市全域とする。

(営業日・営業時間・サービス提供時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日・祝日 ただし、12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
(サービス提供時間午前9時25分～午後4時40分)

(介護予防含め認知症対応型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、12名とする。

(介護予防含め認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他費用)

第8条 介護予防含め認知症対応型通所介護の内容は次の通りとする。

- (1) 生活指導(相談指導等)
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導(家族介護者教室)
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) 口腔機能向上

2 介護予防含め認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 当該介護予防含め認知症対応型通所介護が法定代理サービスである時は、利用料の1割、2割又は3割とする。
- (2) 当該事業所の加算は以下の通りとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
① 入浴介助体制

3 法定代理サービスに該当しない介護予防含め認知症対応型通所介護を提供した費用

4 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

5 食事代

6 前各号に掲げるもののほか、介護予防含め認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 サービス利用にあたっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、都合により所定の日時における介護予防含め認知症対応型通所介護の利用を中止又は変更する場合は、サービス実施日の当日の午前9時00分までに事業所に申し出るものとする。
- (2) 利用者は、介護予防含め認知症対応型通所介護が不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができる。この場合には契約終了を希望する7日前に事業所に申し出るものとする。
- (3) 利用者は、緊急時の連絡先の確保及び医師・医療機関その他関係機関との連携(助言・指導等)について、事業所に協力するものとする。

(緊急時における対処方法)

第10条 介護予防含め認知症対応型通所介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(緊急災害対策)

第11条 非常災害の発生に際しては、非常災害対策計画に基づき行動をとる。また、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 介護予防含め認知症対応型通所介護運営にあたって、介護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 サービスの提供にあたっては、衛生管理等に必要な措置を講じ、感染症の発生、蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。

3 サービスの提供にあたっては、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講ずるよう努める。第4条に定める事業所の職員の退職後も同様の措置を講ずるよう努める。また、利用者及び家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用しないこととする。

4 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応、必要な措置を講ずるよう努める。

5 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は生活協同組合パルシステム東京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(改廃)

この規程の改廃は、専務理事が行う。

(施行日)

この規程は、2014年6月1日から施行する。

2014年 6月 1日制定
2016年 1月 4日改定
2017年 1月 26日改定
2019年10月 1日改定
2020年 3月 20日改定
2020年 5月 13日改定
2024年 2月 16日改定